

規約の制定

▼新十津川町・雨竜町子ども
のいじめ対策委員会の共同
設置に関する規約

・いじめ防止対策推進法によ
り地域におけるいじめ防止
等のための対策を雨竜町と
共同で行うため、対策委員
会を教育委員会に設置する
規約

▼新十津川町・雨竜町子ども
のいじめ調査委員会の共同
設置に関する規約

・いじめ防止対策推進法に規
定する調査を雨竜町と共同
で行うため、調査委員会を
町長部局に設置する規約

意見書採択

▼国民健康保険に対する国庫
負担の増額を求める意見書

▼必要な介護サービスを受け
られるよう求める意見書

▼土砂災害防止対策の推進に
関する意見書

▼私学助成制度に係る財源措
置の充実強化に関する意見
書

▼魅力ある地方創生へ向けた
施策の推進を求める意見書

第2回臨時会

平成26年第2回臨時会が11
月28日開かれ、議案3件、発
議1件、報告2件の審議を行
い、原案通り可決した。

条例の改正

▼新十津川町議会の議員報
酬、費用弁償に関する条例
の一部改正について

(議員の期末手当の率を改正)

▼新十津川町職員の給与に関
する条例の一部改正につい
て

(職員の給与、各種手当等の
改正)

▼新十津川町長及び副町長の
給与及び旅費に関する条例
及び新十津川町教育委員会
教育長の給与等に関する条
例の一部改正について
(町長、副町長、教育長の期
末手当の率を改正)

補正予算

〔一般会計〕

歳入歳出それぞれ1209
万7千円追加し、総額をそれ
ぞれ65億1857万6千円と
した。

▼議会費

議会議員人件費

33万6千円

(条例改正に伴う期末手当不
足分)

▼総務費

衆議院議員選挙事務

452万円

(衆議院議員選挙事務経費)

▼職員費

職員人件費

724万1千円

(条例改正に伴う職員給与及
び手当の所要の措置)

専決処分

▼文化伝習館地内において、
突風により看板が倒れ車両
損壊

損害賠償額

2万7千円

▼花月公園地内において、水
道メーターボックスの蓋破
損箇所に足を落とし大腿部
を負傷

損害賠償額

22万2千円

今年も新十津川 消防団に新しく 消防車配備

町では消防施設の整備を順
次進めています。今年は大和
地区の第4分団に新しい消防
車を配備しました。

最新鋭の機材を装備してお
り、能力が強化されましたが、
出勤の機会がないよう防火意
識を高めましょう。

